

商工振興資金利子補給補助制度、 信用保証料補助制度

問 商工観光課 商工労政班 ☎(内線)3524

町の助成制度です

町内にある中小企業者が次の融資を受けた場合に、償還利子の一部を補助する「商工振興資金利子補給補助金」と、融資を受ける際に支払った信用保証料の一部を補助する「信用保証料補助金」を設けています。

●補助要件 納期の経過した町税を完納していること

●申請方法 商工観光課にある申請書に必要事項を記入し、金融機関で融資確認を受けた上で、商工観光課へ。

●申請期限 1月31日(火)



種類 項目	商工振興資金利子補給補助金	信用保証料補助金
補助対象資金	次の資金を借り入れた場合に、利子の一部を補助します。 ●町中小企業事業資金 ●県小規模事業資金 ●県小口零細企業保証資金 ●県経営安定資金 (神奈川県中小企業制度融資) (実施要領第3項第3号に限る) ●県創業支援融資 ●日本政策金融公庫国民生活事業資金	次の融資を受ける際に支払った信用保証料。 ●町中小企業事業資金 ●県小規模事業資金 ●県小口零細企業保証資金 ●県経営安定資金 (神奈川県中小企業制度融資) (実施要領第3項第3号に限る) ●県創業支援融資
補助期間	借り入れの月から3年間	
補助率・補助額	1年間に支払った利子の2分の1 (上限100,000円)	●町中小企業事業資金を借りた場合は上限30,000円 ●県小規模事業資金などを借りた場合は上限15,000円 ●県の創業支援融資は上限30,000円
※セーフティネット保証制度を利用した融資はこれらの補助の対象とはなりませんので、ご注意ください。		

母子・父子・寡婦家庭への 修学資金などの貸付制度

県の助成制度です

問 厚木保健福祉事務所 生活福祉課 ☎046(224)1111 (内線)3247

県では、母子・父子・寡婦・父母のいない家庭などの生活を支援し、子どもの福祉を向上させるために、修学資金・就学支度資金などの貸し付けを実施しています。

貸付額は、右記の限度額以内で必要と認められる額です。貸し付けにあたっては、審査があります。相談は合格決定前から受け付けていますので、早めにご相談ください。

なお、県教育委員会が行う奨学金制度や、独立行政法人日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方は、貸し付けを受けることができません。

●修学資金

高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院で修学するために必要な資金

●就学支度資金

小・中・高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院への入学に必要な資金

貸付制度の内容と限度額



学校の種別	修学資金		就学支度資金	返済回数
	貸付月額	貸付月数	貸付総額	
小学校	—	—	64,300円	20回(10年)
中学校	—	—	81,000円	20回(10年)
高等学校、 専修学校高等課程	公立	18,000円	36ヵ月 150,000円 410,000円	120回(10年)
	私立	30,000円		
専修学校一般課程	公立	34,000円	24ヵ月 150,000円	60回(5年)
	私立			
高等専門学校 かつ内は 4年生以降の金額	公立	21,000円 (45,000円)	60ヵ月 150,000円 410,000円	120回(10年)
	私立	32,000円 (65,660円)		
短期大学、 専修学校専門課程	公立	45,000円	24ヵ月 410,000円 580,000円	120回(10年)
	私立専門	59,330円		
	私立短大	62,330円		
大学	公立	47,330円	48ヵ月 410,000円 580,000円	120回(10年)
	私立	72,330円		
大学院(修士課程)	88,000円	24ヵ月	(公立) 410,000円	240回(20年)
大学院(博士課程)	122,000円	36ヵ月	(私立) 580,000円	240回(20年)

審議会などの委員を募集します

問 表内の問い合わせ欄をご覧ください

町民皆さんの声をまちづくりに生かすため、各種の審議会などの委員を次のとおり募集します。
皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

- **応募資格**
 - 町内在住または在勤・在学の方や、町内に事務所・事業所をお持ちの方などで、原則として平日の日中の会議に出席できる方
 - 他の審議会などの公募委員でない方
 - 町職員および町議会議員でない方
- **応募期限** 2月1日(水)
- **報酬** 会議1回につき8,000円

● 応募方法

「審議会等委員応募申込書」に必要事項を記入し、各担当課へ提出してください。郵便・ファクス・電子メールでも受け付けます。申込書は、役場1階町政情報コーナー、各担当課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページで配布しています。



町ホームページ
「審議会の様子」

委員を募集する審議会など

行政改革推進委員会				福祉のまちづくり推進協議会			
主な設置目的	社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営を実現するための調査・審議、行政評価(外部評価)などを行います。			主な設置目的	町地域福祉計画・地域福祉活動計画、障がい者計画、障がい福祉計画などを推進するための調査・研究を行います。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度	募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和8年3月31日			任期	6月1日～令和7年5月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	行政推進課 協働・行政管理班 ☎(内線)3245 ☎046(286)5021 ✉gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp			応募申込書の提出とお問い合わせ	福祉支援課 地域福祉班 ☎(内線)3352 ☎046(285)6010 ✉fukusi-shien@town.aikawa.kanagawa.jp		
子ども・子育て会議				健康プラン推進委員会			
主な設置目的	子ども・子育て支援に関する施策の推進について、調査・審議します。			主な設置目的	健康増進法に基づく健康増進計画の推進などについて、調査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度	募集人数	1人	年間開催予定回数	1回程度
任期	4月1日～令和8年3月31日			任期	4月1日～令和7年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3362 ☎046(285)6010 ✉kosodate-shien@town.aikawa.kanagawa.jp			応募申込書の提出とお問い合わせ	健康推進課 すこやか保健班 ☎(内線)3343 ☎046(285)8566 ✉kenko-suishin@town.aikawa.kanagawa.jp		
環境審議会				廃棄物対策審議会			
主な設置目的	環境基本法の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項などについて、調査・審議します。			主な設置目的	廃棄物の減量および適正な処理に関する事項について、調査・審議します。		
募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度	募集人数	3人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和7年3月31日			任期	4月1日～令和7年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	環境課 環境対策班 ☎(内線)3512 ☎046(286)5021 ✉kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp			応募申込書の提出とお問い合わせ	環境課 廃棄物対策班 ☎(内線)3513 ☎046(286)5021 ✉kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp		
空家等対策協議会				まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会			
主な設置目的	空家対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、空家等対策計画の作成、変更、実施に関して審議します。			主な設置目的	愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について、調査・審議します。		
募集人数	1人	年間開催予定回数	2回程度	募集人数	2人	年間開催予定回数	2回程度
任期	4月1日～令和8年3月31日			任期	4月1日～令和7年3月31日		
応募申込書の提出とお問い合わせ	環境課 環境対策班 ☎(内線)3512 ☎046(286)5021 ✉kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp			応募申込書の提出とお問い合わせ	企画政策課 企画政策班 ☎(内線)3234 ☎046(286)5021 ✉kikaku@town.aikawa.kanagawa.jp		